

神奈川大学履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川大学学則（以下「学則」という。）に基づき授業科目（以下「科目」という。）の履修、試験及び成績評価に関する事項を定める。

(科目の履修)

第2条 学生は、学則第8条第7項の履修科目届により、履修しようとする科目を登録しなければならない。

- 2 登録した科目の変更又は追加は認めない。
- 3 学科・年次・クラスが指定された科目については、その指定にしたがい履修するものとする。ただし、科目担任者が特に認めた場合はこの限りでない。
- 4 同一科目を同一学期に重複して履修することはできない。ただし、教育課程表及び授業時間割表において指示する特定の科目については、この限りでない。
- 5 既に単位を取得した科目を履修することはできない。
- 6 履修に関するその他の事項については、教育課程表、履修要覧、授業時間割表等に定める方法によるものとする。

(定期試験)

第3条 定期試験は、各学期末に行う。

- 2 定期試験が前学期末と後学期末の2回行われる科目については、その双方を受験しなければならない。
- 3 定期試験を受験することができるのは、当該授業科目を履修登録した者に限る。
- 4 授業料その他の納入金の未納者は、受験することができない。

(追試験)

第4条 追試験は、病気その他やむを得ない理由により定期試験を受験できなかった者に対し、本学が指定する日にこれを行うことができる。

- 2 追試験を希望する者は、医師の診断書等理由を証明するに足る書類を添え、原則として当該科目の試験日を含む4日以内（ただし、日曜日・祝日は除く。）にその申請をし、追試験審査委員会の許可を得なければならない。
- 3 追試験を許可された者は、所定の期日までに追試験料を納入しなければならない。

(試験の実施)

第5条 第3条及び第4条に定める試験は、次により実施する。

- (1) 学生証又は受験許可証を携帯しない者の受験は、認めない。
- (2) 試験開始後は、棄権を認めない。
- (3) 次の答案は無効とする。
 - (ア) 学科、年次、組、学籍番号及び氏名の記載のない答案
 - (イ) 授業科目の担当者・曜日又は時限を間違えて受験した答案
- (4) 試験開始後の遅刻者の受験は、認めない。ただし、開始後30分以内で正当な理由のある場合には、受験を認めることがある。
- (5) 試験開始後40分間は、退場を認めない。
- (6) その他の事項については、試験監督者の指示によるものとする。

(臨時試験)

第6条 臨時試験は、各科目担任者が随時これを行うことがある。

(不正行為)

第7条 第3条及び第4条に定める試験において、不正行為を行った者に対する成績の取扱い及び処分については別に定める。

(成績評価)

第8条 学則第10条第2項の成績評価は、次の表のとおりとする。

秀	100点～90点	合格	所期の目標を十分に達成し、特に秀でた成績を示している
優	89点～80点	合格	所期の目標を十分に達成し、優れた成績を示している
良	79点～70点	合格	不十分な点があるが、所期の目標をほぼ達成している
可	69点～60点	合格	所期の目標の最低限は満たしている
不可	60点未満	不合格	いくつかの重要な点において所期の目標を達成していない

- 2 追試験及び平常点の成績評価は、前項の規定を準用する。
- 3 成績に関する照会は、1年以内に限る。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、教授会及び評議会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

：

(略)

：

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。